

7郡情審答申第1号  
令和7(2025)年11月27日

郡山市長 椎根健雄様

郡山市情報公開審査会  
会長 高橋久善

公文書不開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和7年9月19日付け7郡広第951号で諮問がありました事案について、当審査会の意見は下記のとおりです。

記

## 1 結論

郡山市長（以下「実施機関」という。）が「郡山市議会において、シネマコンプレックス誘致について過去に市議会議員からなされた質問に回答するために作成された市役所の内部資料すべて（※ 請求日より遡って3年前までのもののみを対象とする）」（以下「本件文書」という。）の開示請求に対して令和7年7月22日付け郡山市指令産政第3号で行った不開示決定の処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

## 2 審査請求までの経緯

### （1）公文書開示請求

当該開示請求者（以下「審査請求人」という。）は、本件文書に係る公文書開示請求書を令和7年7月7日に提出し、同日実施機関が受理した。

### （2）本件処分に係る通知

本件文書については、該当する議会一般質問が令和4年9月定例会において発生しており、当該質問に対する答弁に産業観光部と都市整備部が答弁した事実

があったことから、当該答弁に関する所管課である農商工部産業雇用政策課と都市構想部都市計画課において当時の資料の有無を確認し、第11条第2項の規定により文書不存在による不開示決定として本件処分を行い、令和7年7月22日付けで審査請求人に通知した。

### (3) 審査請求

審査請求人は、本件処分に対する審査請求書を令和7年7月28日に提出し、同日実施機関がこれを受理した。

## 3 審査請求人の主張要旨

審査請求書、反論書及び意見書による審査請求人の主張の要旨は以下のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

### (2) 審査請求の理由

令和4年9月定例会、9月14日に、シネマコンプレックス誘致について久野三男市議会議員による質問とそれに対する安藤博都市整備部長（当時）の回答があったことは別添資料に示す通り公知であり、回答のための「資料を作成しておらず、書類が不存在」という不開示理由は虚偽、もしくは調査不足によると推察されるため。

### (3) 反論書

ア 定例会における会議録自体が情報公開条例の公文書の対象外であるという弁明については、請求内容と無関係で失当である。

イ 答弁関係部署が組織的に用いるものとして保有していた資料が不存在であったという弁明については争わない。

ウ 答弁の作成について事実関係は行ったものの、資料の作成は行っていなかつたという弁明については争わない。

エ 答弁予定原稿である答弁要旨は、発議決裁等の稟議を経ていないことから公文書の定義である組織的に用いるものとして当該実施機関が保有している文

書とは認めがたいという弁明については、答弁要旨は勉強会においての検討を経て、作成要領に基づいて組織的に作成、保存されており、公文書の性質を有している旨反論する。

オ 仮に答弁要旨が公文書に当たると仮定しても、開示前提となれば、負担や影響、混乱を与えるおそれがあることから、第7条第4号の規定不開示情報とすることが相当であるという弁明については、次のとおり反論する。

(ア) 公文書を前提として不開示とするならば、当初の決定が誤りであり、取り消されるべきものである。

(イ) 開示しても負担、影響、混乱を与えるおそれはない。ただし、全ての答弁要旨が開示対象になるべきとは主張しないが、個別内容の検討なしに包括的に不開示とされるべきではない。

(ウ) 本件で求めている文書は、内容から不開示文書に該当しない。また、答弁要旨以外の資料の有無については、情報公開審査会において確認を求める旨希望する。

カ 他自治体の同種事案における審査請求等に係る事例として、大阪市、草津市、横浜市の答申例を提示

#### (4) 意見書

ア 反論書中の誤字修正と審査請求書の表現説明

イ 他自治体の同種事案における審査請求に係る事例として、猪名川町、奈良市、北九州市の答申例を追加提示

ウ 議会答弁のための勉強会の資料が、保存されるよう審査会からも意見表明を望む。

## 4 実施機関の説明要旨

弁明書及び口頭意見陳述等による実施機関の説明の要旨は以下のとおりである。

### (1) 本件文書について不存在とした経過について

本件文書については、該当する議会一般質問が令和4年9月定例会において発生しており、当該質問に対する答弁に産業観光部と都市整備部が答弁した事実があったことから、当該答弁に関する所管課である農商工部産業雇用政策課と都市構想部都市計画課において当時の資料の有無を確認したところ、答弁の読み原稿であ

る答弁要旨のほか、検討資料等が存在していなかった。

当該答弁要旨については、発議決裁等の稟議を経た文書ではない答弁者の答弁用メモであることから、郡山市情報公開条例（平成13年郡山市条例第44号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する公文書の定義である「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)」であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」に該当しないため、条例第11条第2項の規定により文書不存在による不開示決定として本件処分を行い、令和7年7月22日付けで審査請求人に通知した。

### (2) 議会答弁の形成過程等について

市議会における答弁は、各部局で答弁案を作成し、それを答弁日前日の議会出席予定者による勉強会にかけるが、それぞれ勉強会において修正などがあり、最終的に答弁する予定の答弁要旨をデータとして、ファイルサーバーと呼ばれる全庁からアクセスできる場所の指定箇所に保存するという仕組みになっている。また、答弁の当日にも内容等の修正がある場合もあるので、修正を反映させた上で、確定答弁として、全庁から見ることのできる掲示板に全て一括で保存している。また、閉会後直ちに、一時的に保存しているファイルサーバーの中のデータは消去しているため、途中経過の答弁要旨のデータは、全く残っていない。

また、答弁に付随して作成の可能性がある資料については、ファイルサーバーに保存するというルールはなく、それぞれ各部局で対応している状況である。勉強会において使用した検討資料が存在するならば、公文書として扱うものと考える。

### (3) 本件における検討資料等について

本件請求に係る議会答弁の作成過程において、勉強会等における検討資料等が存在していれば前述のとおり公文書として扱い開示の是非を検討するとことであることから、当該答弁に関する所管課である農商工部産業雇用政策課と都市構想部都市計画課において当時の資料の有無を確認したが、これについては存在が確認できなかった。

検討資料がなかった理由として想定されることとしては、民間事業であるシネマコンプレックスに関して市から誘致を検討したことがなかったこと、答弁に係

る内容が都市計画法上のシンプルな内容であったことから、資料作成に至らなかつたことが考えられる。

#### (4) 答弁要旨について

答弁要旨は、予定している答弁が記載されている読み上げ原稿である。本件開示請求に係る答弁要旨については、実際の会議録と比較して、ほとんど同一の内容である。仮に答弁要旨が公文書に当たると仮定して開示を検討すれば、1週間ほどの短期間に約200問の質問に答弁準備するところ、開示前提となることによる表記確認等の作成時間の増加や、答弁要旨と違わず読み上げる重圧を答弁者に与えることにより、率直な答弁の実施に影響を及ぼすことになるおそれや、実際の答弁と内容が異なっている場合は市民等の間に混乱を招くおそれがあることから、条例第7条第4号の規定により不開示情報とすることが相当であると思われる。

### 5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を基に本件処分について審査した結果、以下のように判断する。

#### (1) 公文書の存否について

議会答弁の形成過程から、本件審査に係る検討資料の類が存在しないことは認められる。しかしながら答弁要旨については、議会出席予定者による勉強会における検討を経て、全庁職員が閲覧可能な電子掲示板において掲示されている事実から、条例第2条第2号に規定する「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」に該当すると認められ、文書不存在を理由として不開示決定を行ったことは、妥当といえない。

#### (2) 答弁要旨の条例第7条第4号の該当性について

条例第7条第4号は、行政機関等の内部又は相互間における審議、検討等の情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のも

のに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを不開示としている。答弁要旨については、作成時間の増加による負担、実際の答弁への影響、議事録と不一致の場合の混乱といったおそれがあることから、公文書と仮定しても条例第7条第4号の規定による不開示が相当と実施機関が弁明しているが、当該弁明の事情に加え、予定答弁のみの記載である答弁要旨の結果である答弁自体が議会議事録により公表されている事実も比較考量すれば、答弁要旨は条例第7条第4号に規定する不開示情報に該当し、不開示とするのが妥当である。

### (3) 結論審査

以上により、当審査会は、冒頭の「1 結論」のとおり答申するものである。

なお、本件の審査に係る経過は、以下のとおりである。

年 月 日	経 過 等
令和7年8月25日	実施機関からの弁明書を受理
平成7年9月8日	審査請求人からの反論書を受理
令和7年9月19日	諮詢書を受理
令和7年10月14日	請求人からの意見書を受理
令和7年10月30日	実施機関による口頭意見陳述審査

(参考)

郡山市情報公開審査会委員

氏名	職業等	備考
石井 泰子	行政書士	
大槻 努	会社役員	副会長
大槻 礼子	税理士	
佐々木 達矢	大学講師	
高橋 久善	弁護士	会長

(五十音順)